

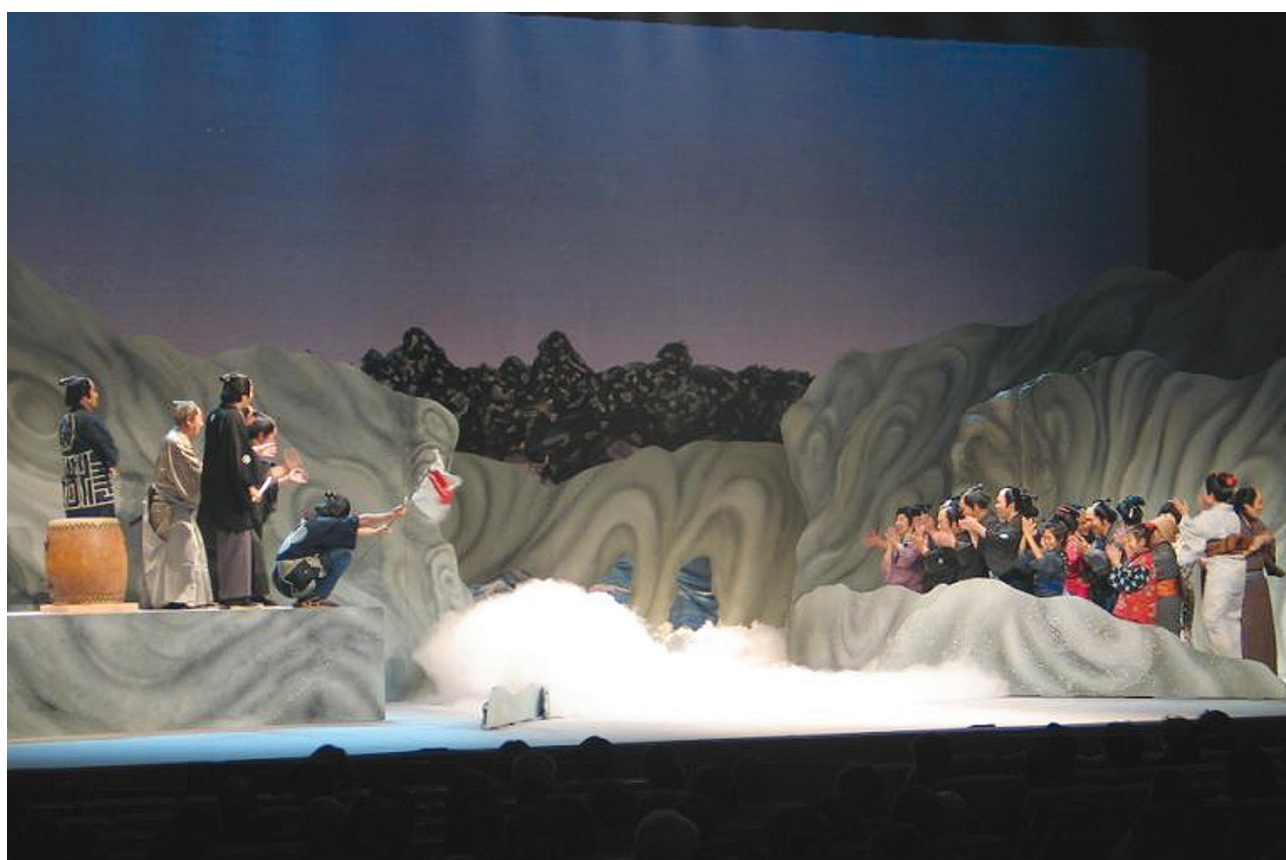
平成18年7月1日発行

手取川

七ヶ用水

No.81

土地改良区 広報



演劇「白山の水を加賀平野に」

目 次

理事長あいさつ	②
平成17年度通常総代会開催	③
平成18年度予算、賦課金	④
平成18年度決済金、平成16年度決算	⑤
事業施工状況	⑥⑦
役員改選、奨励金廃止、大日ダム連合議員	⑧
疏水百選認定、水戸明神修復、演劇	⑨
ウォークラリー、トンネル探検、取水計画	⑩
吉田理事長逝去、表彰、職員人事	⑪
お知らせ、土地改良区への届出	⑫



みどり しちか
水土里ネット七ヶ用水

理事長あいさつ



手取川七ヶ用水土地改良区
理事長 杉本達雄

組合員並びに関係の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、手取川七ヶ用水土地改良区の運営、土地改良事業の推進に対しまして、ご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます次第であります。

さて、私この度、前吉田武雄理事長の逝去に伴い、4月11日開催の理事会において、理事長に互選され就任いたしました。もとより微力ではありますが、土地改良区の発展と事業推進のため専心努力いたす所存でございますので、一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年10月「経営所得安定対策等大綱」が発表され、「担い手対策」や「品目対策」とともに車の両輪として、また、地域振興施策としての「資源保全施策」、まさに「水土里（みどり）」の対策である「農地・水・環境保全向上対策」が打ち出され、いよいよ平成19年の本格導入に向けて準備がされています。この「水土里」の資源保全施策については、農地や農業用水等の資源保全に関して、17年度に集落の共同活動の実態調査を全国で実施しており、18年度にはモデル地区を中心に、全国約600地区で実験事業が実施されることになっています。

これまで農村地域にあっては、長い間にわたって農地や農業用水などに関する集落全体の共同活動が行われ、地域の農業を支えてきましたが、これからの日本の農業、農村を考えたとき、集落の過疎化や高齢化、混住化などが進むなかで、何とかしてこの地域共同活動のシステムをそれぞれの集落や水系単位で再構築し、低下しつつある農村集落機能を回復、強化、確立しなければなりません。また、19年からの対策導入に向けて、地域の農業者だけでなく、農業者以外の幅広い協力も得ながら適切な保安全管理と農村環境の保全等にも役立つ地域共同の取り組みを構築しなくてはなりません。我々土地改良区としても大いに関わる必要があると考えており、関係当局との調整を図っていききたいと思っております。

また、このたび農林水産省が実施した疏水百選に全国110地区の1つとして、手取川七ヶ用水が「手取川疏水群」として認定されました。「疏水」とは、農業をはじめ地域の多様な水を供給するための水路であり、瑞穂の国と言われる日本の米づくりの歴史と共に、先人の努力によって形成されてきたもので、まさに農業や地域の振興、自然・景観・文化など国土の環境保全になくてはならない、国民共有の財産であります。こうした疏水の保安全管理がだんだんと難しくなっており、これを次世代に引き継いでいくことは、私たちの世代の責務でもあります。こうした疏水の役割や重要性を広く知っていただき、国民全体で守っていくという意識を醸成していくことが重要と考え、農業のための用水をテーマとして疏水百選を選定したのであります。そういう意味でも七ヶ用水がこの疏水百選に認定されたということは、これまで地域の皆様に七ヶ用水の役割を「知る」「ふれる」「育む」というテーマで取り組んできた創造運動が全国的に広がっていることでもありますので、今後もこのことを十分踏まえ、活動をしてまいりたいと思います。また、昨年11月に公演しました、七ヶ用水の父「枝権兵衛」の物語を演劇にした「白山の水を加賀平野に」では、約2,000名のご来場をいただき、先人の苦労や功績と水の大切さを今の時代に伝えることができたと思っております。

そんな中で「平成の大改修」として、現在施工している用水改修事業は、計画を立て実施しており、今後においても検討協議を重ねながら進めて行かなければなりません。

そのようなことから、役職員一丸となって、維持管理に努め安定した用水の確保、事業推進に尽力してまいりますので、組合員の皆様、総代各位には、一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶にさせていただきます。

平成17年度通常総代会開催

平成18年3月24日、グランドホテル松任において平成17年度通常総代会を開催しました。

総代103名（現員数111名）の出席のもと、議長に亀川喜三総代（第5分区）を選出し、提出議案23件を慎重審議した結果、原案どおり可決承認されました。



提案理由抜粋

- 一般会計の主な補正は、県営事業の負担金が減額になった関係で、総額1,170万円余りを減額します。特別会計では、農地転用面積が増のため1,400万円を増額するものと、理事長、総代、職員の退職手当の支給による補正です。
- 維持管理計画の一部変更は、管理水路の一部区間を二級河川に指定変更するものであり、河川法に基づき行うものです。
- 賦課金の納入奨励規程を廃止します。平成17年度徴収より、自動口座振替に移行したこと、個人情報保護の観点からも集落等において個別の納入奨励ができない状況であり、規定との整合性もなく、経費削減の折からも規程を廃止するものです。
- 平成18年度賦課金の額は、農業情勢を十分に理解したなかで、前年度同額とします。
- 一般会計予算では、職員1名減などにより、前年度より1,600万円の余りの減額です。
- 七ヶ用水発電所の状況ですが、初年度は順調に発電できたのですが、17年度は、天候の悪い日が多く、手取川の増水による取水停止や降雨時の災害を未然に防ぐための水量調整が頻繁に発生した事などから、かんがい期の発電量が前年を割り込み、また、非かんがい期においても発電所下流の2号幹線水路の改修工事などにより、長期にわたり減水調整が必要であったため、年間を通すと前年を下回る結果となります。平成18年度の発電事業予算は、当初計画に基づく発電量としてあります。
- 当土地改良区は、事務費、維持管理費にできるだけ補助事業を活用した対応を図ると共に、その他経費につきましても、節減、合理化の協議を重ね本予算案を作成したところであります。

- 議案第1号 平成17年度一般会計収支予算の補正について
- 議案第2号 平成17年度農地転用決済金特別会計収支予算の補正について
- 議案第3号 平成17年度退職手当準備積立金特別会計支出予算の補正について
- 議案第4号 平成17年度土地改良区財政調整基金特別会計支出予算の補正について
- 議案第5号 平成17年度排水放流改良工事基金特別会計支出予算の補正について
- 議案第6号 平成17年度地域用水機能増進事業特別会計収支予算の補正について
- 議案第7号 維持管理計画の一部変更について
- 議案第8号 白山頭首工管理規程の一部改正について
- 議案第9号 賦課金納入奨励規程の廃止について
- 議案第10号 大日ダム土地改良区連合議員の選出について
- 議案第11号 平成18年度賦課金の額及び徴収について
- 議案第12号 平成18年度農地転用決済金の額について
- 議案第13号 平成18年度排水放流改良工事負担金の額について
- 議案第14号 平成18年度役員報酬の額について
- 議案第15号 平成18年度一時借入をするについて
- 議案第16号 平成18年度一般会計収支予算について
- 議案第17号 平成18年度農地転用決済金特別会計収支予算について
- 議案第18号 平成18年度退職手当準備積立金特別会計収支予算について
- 議案第19号 平成18年度土地改良施設災害準備基金特別会計収支予算について
- 議案第20号 平成18年度土地改良区財政調整基金特別会計収支予算について
- 議案第21号 平成18年度排水放流改良工事基金特別会計収支予算について
- 議案第22号 平成18年度地域用水機能増進事業特別会計収支予算について
- 議案第23号 平成18年度七ヶ用水発電事業特別会計収支予算について



平成18年度予算

(平成18年3月24日開催 通常総代会議決)

一般会計

収入の部

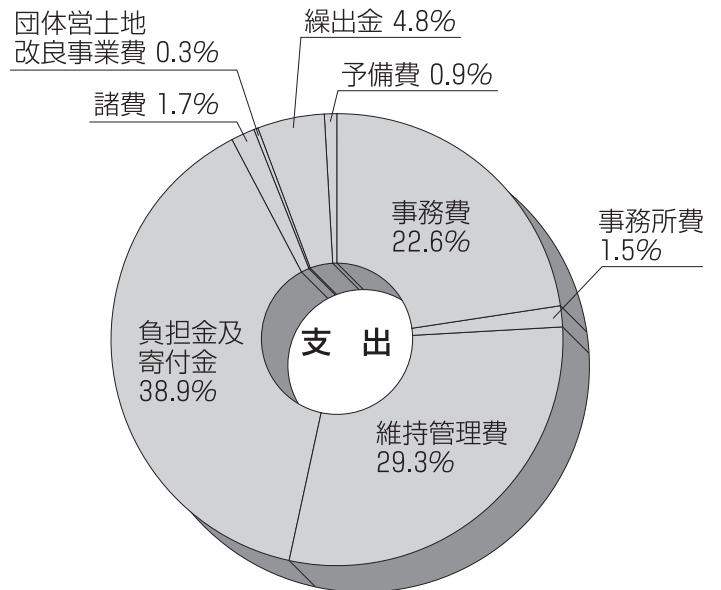
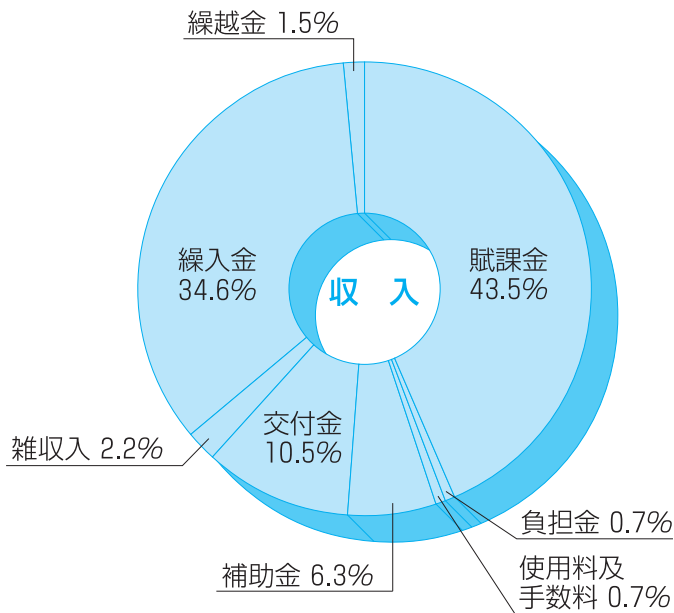
(単位 円)

款	予算額	前年度比
賦課金	149,180,000	△577,260
助成金	100	
負担金	2,380,000	579,900
使用料及手数料	2,667,374	△1,750,000
補助金	21,680,000	995,900
交付金	36,000,000	
雑収入	7,559,280	△6,340,089
借入金	100	
寄付金	100	△2,821,643
繰入金	118,526,584	△2,652,968
繰越金	5,000,000	△3,800,869
収入合計	342,993,538	△16,367,029

支出の部

(単位 円)

款	予算額	前年度比
事務費	77,309,356	△13,133,604
事務所費	5,300,000	120,000
選挙費	400	
維持管理費	100,403,918	△302,878
借入金	100,200	88,905
負担金及び寄付金	133,497,900	3,441,976
諸費	5,775,300	△557,866
団体営土地改良事業費	1,000,300	999,900
災害復旧事業費	300	
繰出金	16,501,460	△6,988,511
財産費	200	
予備費	3,104,204	△34,951
支出合計	342,993,538	△16,367,029



特別会計

農地転用決済金特別会計	354,435,726円
退職手当準備積立金特別会計	71,641,747円
土地改良施設災害準備基金特別会計	130,601,260円
土地改良区財政調整基金特別会計	40,858,119円
排水放流改良工事基金特別会計	36,990,968円
地域用水機能増進事業特別会計	8,400,000円
七ヶ用水発電事業特別会計	69,224,834円

平成18年度賦課金額及び徴収期日

賦課金	年額 2,970円/10a当
賦課期日	平成18年4月1日現在
徴収期限	平成18年9月25日
算出基準	1円未満の端数切捨て

平成18年度農地転用決済金額

10a当

185,524円

●内 訳

区 分	10a当
一般経費に対する決済金	88,295円
県営かんがい排水事業等 未施工事業費に対する決済金	97,229円

●農地転用決済金規定第8条による決済金額

10a当

141,376円

買取単位3.3㎡当、3,300円未満の該当地は、維持管理費に対する決済金を半額とする。

農地転用決済金とは、土地改良区域内の田を宅地・商工業用地・道路・公共事業用地等、田以外に農地転用する場合、土地改良法第42条「権利義務の承継及び決済」に規定する手続を必要とし、農地転用により、土地改良事業に要する残存農地の過重負担額を転用時に決済するものです。

平成18年度排水放流改良工事負担金

10a当

161,890円

排水放流改良工事負担金とは、農地転用の目的と場所により、負担金を徴収するもので、転用後の敷地より、雨水等が七ヶ用水管理水路に排水として流れ込み、排水量が増加することによる下流域での溢水被害防止を目的とし、水路の保全及び改良工事費の一部に充てるものです。

平成16年度財務状況の公表

平成17年度臨時総代会（平成17年10月24日）を開催し、議長に古川淳一総代（第4分区）を選出し可決承認した。

1. 一般会計収支決算

(単位 円)

収入の部			支出の部		
款	決算額	構成比 (%)	款	決算額	構成比 (%)
賦課金	150,479,560	19.1	事務費	84,083,262	10.8
助成金	0	0.0	事務所費	3,885,043	0.5
負担金	1,543,850	0.2	選挙費	1,968,060	0.3
使用料及手数料	2,824,655	0.3	維持管理費	93,898,322	12.0
補助金	20,684,000	2.6	借入金	396,215,969	50.8
交付金	33,300,000	4.2	負担金及び寄付金	154,917,322	19.9
雑収入	32,090,073	4.1	諸費	11,538,637	1.4
借入金	0	0.0	団体営土地改良事業費	0	0.0
寄付金	361,200	0.1	災害復旧事業費	0	0.0
繰入金	539,844,431	68.4	繰出金	33,509,511	4.3
繰越金	7,689,226	1.0	財産費	0	0.0
収入合計	788,816,995	100.0	予備費	0	0.0
			支出合計	780,016,126	100.0

2. 特別会計

(単位 円)

会 計	決算額
農地転用決済金 特別会計	528,104,034
退職手当準備積立金 特別会計	96,017,911
土地改良施設災害準備基金 特別会計	400,602,511
土地改良区財政調整基金 特別会計	49,656,020
排水放流改良工事基金 特別会計	81,587,623
システムモデル事業 特別会計	36,432,045
地域用水機能増進事業 特別会計	11,805,350

3. 財産目録

(単位 円)

資 産		負 債	
流動資産	8,800,869	長期負債	379,500,000
特定資産	623,409,636	短期負債	0
固定資産	1,677,914,662	退職給与引当金	74,779,911
備品	25,128,797	七ヶ用水発電事業積立金	15,108,097
合 計	2,335,253,964	合 計	469,388,008

4. 賦課面積及び組合員数

賦課面積	5,043ha
組合員数	5,630人

事業施工状況

■かんがい排水事業 [県営]

地区 工期	平成17年度施工			事業費(千円)		
	場所	路線	事業量	全体	H17まで	H18計画
中村用水 H8～H22	中奥町・徳丸町 三里町	3-4号支線	450m	1,791,600	1,030,000	50,000
中村用水第2 H14～H20	倉光・末広 相木町	3-2号支線	683m	2,540,000	717,000	150,000
中島第2 H16～H20	中島・大竹町 漆島町	2号幹線 4区間	530m	304,900	111,000	50,000
中村用水第2二期 H17～H23	三浦町・旭町 八ツ矢町	3-3号支線	237m	1,932,300	80,000	220,000

中村用水地区

3-4号支線・中奥町地内

着工前



完成



中島第2地区

2号幹線4区間・中島地内

着工前



完成



■農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型） [県営]

地区 工期	平成17年度施工			事業費(千円)		
	場所	路線	事業量	全体	H17まで	H18計画
松任中央 H6～H21	小上町 荒屋柏野町 シーアイタウン笠間	4-4号支線	975m	5,180,500	2,712,000	301,000
新砂川 H11～H21	橘・田子島 水島町	7-3号支線	680m	4,082,200	1,859,000	360,000

松任中央地区

4-4号支線
シーアイタウン笠間地内

着工前



完成



新砂川地区

7-3号支線・水島町地内

着工前



完成



■用排水施設整備事業 [県営]

地区 工期	平成 17 年度 施工			事業費 (千円)		
	場所	路線	事業量	全体	H17まで	H18計画
田 中 H15~H17	番匠町・田中町 郷町	2-2号支線	95m	437,500	437,500	—
郷 用 水 H17~H23	末松・福正寺町 橋爪町	2-3号支線	910m	420,000	200,000	70,000

田中地区

2-2号支線
郷町・番匠町地内

着工前



完 成



郷用水

2-3号支線・福正寺町地内

着工前



完 成



■国営造成施設管理体制整備促進事業 [県営]

地区 工期	平成 17 年度 施工			事業費 (千円)		
	場所	内 容	事業量	全体	H17まで	H18計画
七ヶ用水 H12~H21	全 線	安全施設 維持管理	一 式	339,279	198,543	32,880

安全施設



水路名称看板



■新農業水利システム保全対策事業 [団体営]

地区 工期	平成 17 年度 施工			事業費 (千円)		
	場所	内 容	事業量	全体	H17まで	H18計画
明 島 H18~H22	—	—	—	77,200	—	1,000

■地域用水機能増進事業 [団体営]

地区 工期	平成 17 年度 施工			事業費 (千円)		
	場所	内 容	事業量	全体	H17まで	H18計画
新 砂 川 H10~H21	7号支線	増進活動	一 式	37,000	17,000	2,000
松 任 中 央 H12~H21	4号支線	増進活動	一 式	74,000	32,000	6,000

役員改選

このたび平成18年10月23日をもって任期満了となる役員選挙が執行されます。

手取川七ヶ用水土地改良区定款の定めによって、「役員は、総代が総代会において選挙する」となっており、役員選挙規程により「役員は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員の内から選挙するものとする」としてまいります。

- ① 被選挙区役員定数 理事：12名（全員） 監事：2名（半数）
- ② 被選挙区及び選挙すべき役員の数

被選挙区	（被選挙区域）	理事数	監事数
第1被選挙区	（旧富樫用水関係区域）	2名	1名
第2被選挙区	（旧郷用水関係区域）	2名	
第3被選挙区	（旧中村用水関係区域）	2名	
第4被選挙区	（旧山島用水関係区域）	3名	
第5被選挙区	（旧大慶寺用水関係区域）	1名	1名
第6被選挙区	（旧中島用水関係区域）	1名	
第7被選挙区	（旧新砂川用水関係区域）	1名	
計		12名	2名

- ③ 選挙時期 任期満了の日前、60日から10日までに行わなければならない。
平成18年度臨時総代会開催予定：平成18年10月11日
- ④ 選挙の通知及び公告 期日から5日前までに書面をもって総代に通知し、かつ公告する。
- ⑤ 候補者の立候補 選挙期日の公告のあった日から、選挙期日の3日前までに書面で届出する。
- ⑥ 役員立候補の制限
 - ・被選挙区に所属する組合員でなければならない。
 - ・理事、監事の重複立候補はできない。
 - ・選挙、投票、開票管理者は立候補者になることができない。

賦課金納入奨励金廃止のお知らせ

平成17年度通常総代会において、賦課金納入奨励規程を廃止しました。

このため、当該集落（地区）に対する奨励金の納入は、今年度よりありません。

●事由

賦課金納入奨励規程は、賦課金の納入成績優良にして模範となり、納期までに賦課金の全額を完納した集落等に対して徴収金の100分の1を交付するものであります。しかし、平成17年度賦課金徴収より、組合員のご理解のもと自動口座振替に移行し徴収させていただいております。

そのようなことから、従来のように集落等において賦課金の納入奨励をお願いする事も困難であり、規定との整合性もないことから、社会情勢や経費削減の現状を踏まえ、賦課金納入奨励規程を廃止するものであり、組合員皆様のご理解をお願いするものであります。

大日ダム土地改良区連合議員の選出

任期満了に伴い定款第24条により、平成17年度通常総代会で次の方々を選出されました。

杉本 達雄	西尾 市朗	北村 脩二	柄田 和雄	黒山 茂	南 淳一	高井 忠之
中西 良一	上田 敏行	深元 初雄	中田 宏	宮川 貢	宮西 敏夫	早崎 金二
島野 正雄	山守 威	東本 政光	徳田 誠一	得田多喜男	吉本 善昭	金森 外栄
酒井 俊男	中橋 宏喜	清水 貞夫	亀川 喜三	藤田 敏和		

第6回 手取川七ヶ用水ウォークラリー

C.C.Z しおさいコース

C.C.Z松任海浜公園自由広場を拠点に、七ヶ用水の山島用水にふれると共に、千代野をめぐるウォークラリー大会です。(約6km)

多数の参加申し込みお待ちしております！

■開催日時

平成18年8月26日(土)〈小雨決行〉

受付開始 午前7時30分～
開会式 午前8時00分～
スタート 午前8時30分～
表彰式 正午～

参加無料!
賞品・参加賞あり

■集合場所

C.C.Z松任海浜公園自由広場 (白山市相川町地内)

■応募方法

1チーム2～5名、チーム名とメンバーの氏名、年齢、代表者の連絡先(住所、電話番号)を明記の上、郵送、FAXまたはホームページ上で申し込み下さい。

■参加者の資格等

年齢を問わず、誰でも参加できます。ただし、小学生以下で構成されたチームでは参加出来ません。保護者同伴でお申し込み下さい。

■応募期間及び募集数

平成18年8月10日(木)まで
100チーム(300名程度)

(ただし、定員になり次第締め切らせて頂きます。)申し込み、お問い合わせは、下記までお願いします。



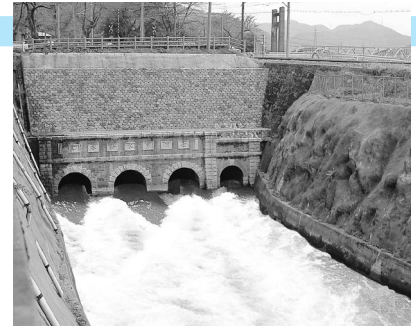
●水土里ネット七ヶ用水内 ウォークラリー実行委員会●

〒924-0871 石川県白山市西新町159-2 TEL076-276-1166 FAX076-276-1167 <http://www.shichika.or.jp>

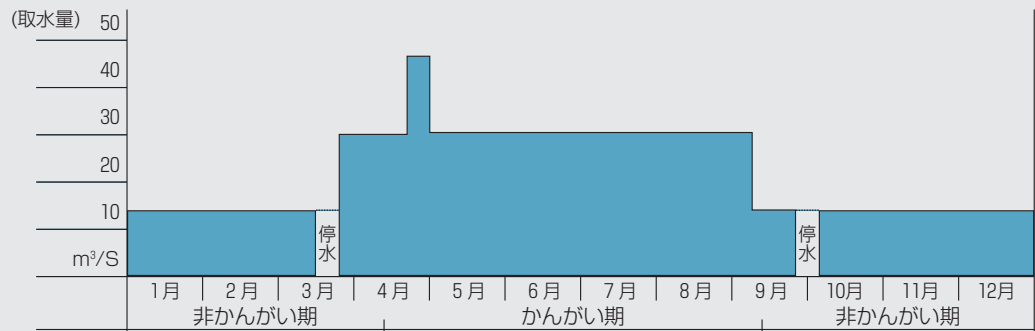
七ヶ用水トンネル探検

明治36年(約100年前)に七ヶ用水の合口事業によって造られた歴史的土木遺産である大水門から給水口に通じる3本の隧道(トンネル)を探検し、手取川からの取水の歴史を学ぶとともに、水の大切さと農業用水の役割を知ってもらう企画です。また、七ヶ用水の父・枝権兵衛の足跡も紹介します。

- ◎日時 平成18年9月30日(土) 午前9時より
- ◎場所 白山市白山町(古宮公園・加賀一宮駅近く)
- ◎対象 小学生とその保護者



手取川七ヶ用水土地改良区取水計画



●期別取水量

区分	かんがい期			非かんがい期	
	4月13日から4月19日まで	4月20日から5月3日のうち1週間	4月20日から9月10日まで	9月11日から3月19日まで	3月20日から4月12日まで
白山頭首工に係る最大取水量	30.12 m³/S	46.62 m³/S	30.31 m³/S	13.91 m³/S	30.00 m³/S

●非かんがい期の通水及び管理について

- ① 9月11日より通水量が毎秒13.91 t となります。かんがい期の約半分位の水量です。
- ② 通水量が少ないのと同時に、水路工事や橋梁工事等で停水及び減水が頻繁に行われご迷惑をおかけしますが、火の元には十分ご注意ください。
- ③ 降雨時の洪水を防止するため転倒堰は、なるべく倒しておいて下さい。積雪・融雪等冬季期間の用水堰管理についても地元の皆様のご協力をお願いします。尚、除雪等による用水路への大量の雪捨てはご遠慮願います。(下流部で雪がつまり、水が溢れる事があります。)

疏水百選に認定

「手取川疏水群(手取川七ヶ用水・宮竹用水)」

全国から応募があった499地区の中から、インターネット等による一般投票を経て、平成18年1月27日の疏水百選選定委員会において、「手取川疏水群」として手取川七ヶ用水が認定されました。

「疏水百選」ホームページ=<http://www.inakajin.or.jp/sosui>



疏水百選の背景



明治の頃まで、疏水という言葉がありました。今日、用水と名が変わっても、それらの水路は、食料の安定供給だけでなく、国土・環境保全、保健休養、美しい景観の形成など、大きな波及効果を国土全域に与えてきており、国民共有資産です。

現在、疏水（農業用水）は総延長約40万kmにも及び、これまで農家を中心とする地域の共同作業によって守られてきましたが、農村地域の都市化、混住化、過疎化、高齢化等により、その保安全管理が困難になってきています。

このため、農家のみならず地域住民や都市の人々も含めた国民全体でその保全活動に取り組み、日本の“水・土・里”を育て、次世代に継承していくことへの一助とするため「疏水百選」が実施されました。

水戸明神 — 修復

建立から50年が経ち、社殿の柱などの損傷が目立つようになり、修復について検討協議を重ね、損傷箇所の修復工事を施工いたしました。修復に際しては、4月22日夜に御霊代の仮遷座祭を奉仕しました。翌日より工事を着工し、5月29日に竣工清払を行い、同夜に本遷座祭を奉仕しました。翌30日には水戸明神春季祭を奉斎しました。



水 知 識

水戸明神は、絶えていた永い歳月を経て手取川七ヶ用土地改良区によって、昭和29年に再興した社殿で、古くに白山比咩神社があった安久瀧の森に鎮座しています。この森の地下には、手取川より取水した水が隧道によって流れ、広大な手取川扇状地の田畑を潤すことから、その源である白山の神の恩恵や水への感謝と加護を仰ぎ、将来の発展を念ずるために、水神様を祀り、枝権兵衛・小山良左衛門の霊をも降神して水戸明神は建立されたのです。

毎年、来賓、土地改良区関係者が参列し、白山比咩神社宮司が斎主となって、田植えが終わった頃に春季祭、秋の収穫が終わった頃に秋季祭を奉斎し、命の水の守護神として敬い奉られています。



演劇公演 「白山の水を加賀平野に」七ヶ用水の父・枝権兵衛伝 を開催しました

〔共同企画〕 白山市演劇協会・水土里ネット七ヶ用水

七ヶ用水の父と言われる「枝権兵衛」の生涯をかけた用水事業を演劇公演しました。手取川の水を加賀平野に導く壮大な“プロジェクト”を成し遂げた先人の功績と水の大切さを今の時代に伝える最高！の舞台となりました。

- ・平成17年11月20日 白山市鶴来総合文化会館クレイン（夜1回公演）
- ・平成17年11月23日 白山市松任文化会館（昼夜2回公演）

ご来場者数 約2,000人

ビデオ紙芝居「手取川の流れと枝権兵衛」

水土里ネット七ヶ用水にて、貸出していますので、各種研修会等や学習にご利用下さい。



吉田武雄理事長逝く

理事長吉田武雄氏が3月5日午後4時50分に74歳で逝去されました。

ここに生前賜りましたご厚情に対しまして喪心より深く感謝申し上げ、故人のご冥福をお祈り申し上げます。

手取川七ヶ用水土地改良区経歴

昭和51年	総代	平成6年	石川県知事表彰
昭和53年	理事	平成13年	勲五等瑞宝章
平成2年	理事長		



通夜 平成18年3月7日 午後7時
葬儀 平成18年3月8日 午前11時

偲ぶ

故吉田武雄理事長は、誠実実直にして責任感が極めて強く、土地改良区の組合員はもとより、地域住民の衆望も非常に厚く信頼されていました。

昭和51年、45歳にして手取川七ヶ用水土地改良区の総代に選出され、2年後には理事に抜擢され、昭和の大改修事業の完成に向けて邁進し、用水配分の安定を図られました。平成2年に第6代理事長に就任するや、水路の老朽化や都市化による降雨時の排水対策などの諸問題を解決すべく、水路改修計画を立て平成の大改修事業に取り組んで来られました。また時同じくして、大日ダム土地改良区連合の理事長に就任されるなど、土地改良事業推進の先頭に立ち、国、県、関係自治体との協議調整に尽力され、豊かな農村づくりと地域住民が安心して暮らせる街づくりに多大な貢献をされてきました。

近年では土地改良区の新たな管理体制の確立に向け、農業用水の多面的機能を地域の皆様に理解してもらうべく、ウォークラリーや清掃ボランティアの活動を精力的に取り組み、21世紀土地改良区創造運動大賞を受賞するなど、全国でも先進的な土地改良区として注目をされるようになったのであります。また、七ヶ用水百周年記念事業を持ち前の行動力で立派に遂行され、宇宙飛行士の毛利衛氏の講演会を開催し、次代の子供たちに地球環境を学び考える場を提供し、水の大切さを地域社会に投げかけるまたとない機会となりました。それから、七ヶ用水発電所建設には、計画から完成に至るまで心血を注がれ、水力発電による農業用水の有効利用と土地改良施設の維持管理費の低減を図ることを目的に運転が開始され、土地改良区の貴重な財産として、永続的に発電ができることとなりました。

しかし、日頃より多忙を極め、石川県土地改良事業団体連合会の副会長をはじめ数多くの要職を歴任され、手帳には常に予定が一杯書き込んであり、健康にも留意されながら精力的に職務を遂行されていたのですが、一時入院されるなどして体調を崩され、その後も精神力で土地改良区運営を執行されていたのですが、入退院を繰り返されるなどして、ついに返らぬ人となってしまいました。

吉田理事長は、親子2代にわたり理事長として七ヶ用水のために、まさしく命をかけられました。その業績は、計り知れないものがあり、その遺志を受け継ぎ、残された事業はもちろんのこと、清らかで永久に流れる七ヶ用水を守って参ります。

いま、ありし日の温容を仰ぎつつ、哀悼の意を捧げ、ご生前のご功績に対して敬意と感謝の念を表し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

手取川七ヶ用水土地改良区

第47回全国土地改良功労者表彰受賞 (平成18年3月28日)

総務課長補佐 中村佐栄子

職員人事

異動 平成18年4月1日付

工務課長補佐	今本 康夫 (工務課係長)
総務課主任	北野 祐二 (工務課主任技師)
工務課技師	大多 佑典 (工務課技師補)

退職

中村佐栄子 (総務課長補佐)	平成18年3月31日付
西田 智子 (財務課主事)	平成18年4月10日付

採用 平成18年6月26日付

財務課 小泉美千代 (臨時)

用水転落事故防止!

水量の多い時期ですので、水路の危険な所へ近づかないようにして下さい。

特に、子供やお年寄りを水の事故から守るため、皆さんで充分注意しましょう!



用水路に物やゴミを捨てないで下さい。
水路堤で物を焼却したり
放置したりしないでください。



清掃ボランティア(昨年)

用水路にはたくさんの生き物が生息しています。
身近な環境をもっと大切に!



清掃ボランティア・生物調査(昨年)

川があなたに
捨てないで
呼びかける

知っていますか?

**必ず届け出が
必要です!**

★組合員資格変更の届け出

[簡単な手続きです。組合員名(封筒の宛名)を確認して下さい。]

- 組合員の死亡により、農地を相続した場合
- 住所や組合員名を変更する場合
- 農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合
- 農業者年金を受けるため経営移譲した場合

★農地の転用にも転用申請・決済金が必要

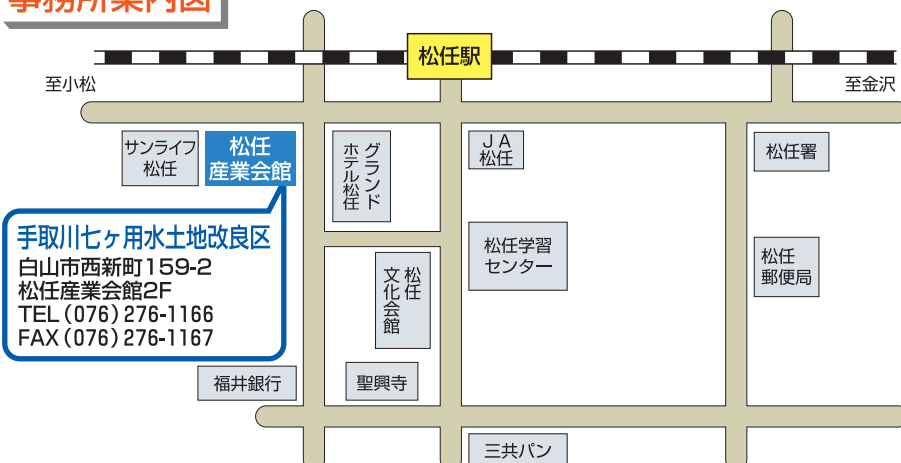
[土地改良法第42条2項]

- 農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地改良区の土地台帳から賦課面積を削除できませんので、毎年そのまま賦課金がかかります。
- 公共事業(道路・公園・河川・建物等)用地として転用される農地についても、転用決済金の納付が義務づけられています。
- 特に公共道路の転用申請が遅れている所が見受けられます。事業主体との説明会・用地買収・契約調印の際は、転用申請、転用決済金等の問題も十分協議し、必ず土地改良区へ申請するようお願いします。

自己申告です

お気づきの点がございましたら、
お気軽にお問い合わせを…。

事務所案内図



★手取川七ヶ用水土地改良区広報

No.81

発行/平成18年7月1日
発行所/手取川七ヶ用水土地改良区
〒924-0871
白山市西新町159-2
松任産業会館2F
TEL: (076) 276-1166
FAX: (076) 276-1167
ホームページアドレス
//www.shichika.or.jp

編集/総務課
印刷/ヨシダ印刷(株)